

平成30年3月23日(金)に開催した平成29年度第13回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は次のとおりである。

1 議案

- (1) 平成30年度 年度計画(案)
- (2) 平成30年度 当初予算(案)
- (3) 平成29年度 収支補正予算(案)について
- (4) 公立大学法人静岡文化芸術大学業務方法書の変更について
- (5) 期間契約職員等の給与の改正について

ア 趣旨

本役員会前に実施された第5回経営審議会にて、事務局より説明があったため、割愛。

イ 主な意見・質問

特になし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (6) 公立大学法人静岡文化芸術大学事務決裁規程の全部改正等について

ア 趣旨

事務局から、現在の教員の出張命令やサービスの決裁は、事務局長の専決とされているが、教学に関わる事項はその所属長である学部長や学長が決裁することが現実的であることから、決裁又は専決を現実沿った形に整えるという説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (7) 静岡文化芸術大学名誉教授称号授与規程の改正について

ア 趣旨

事務局から、現行の本学規程は、名誉教授の称号を理事長が決定するとしているが、これを規定する学校教育法では、大学の定めることとしていることから、当該規定に従って、決定又は取消について学長が行うこととするという説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (8) 静岡文化芸術大学大学院学則の改正について

ア 趣旨

事務局から、大学院入学資格について、学校教育法施行規則に沿って学則に明記するという説明があった。

イ 主な意見・質問

特になし。

ウ 審議結果

審議を踏まえ、議決された。

- (9) 静岡文化芸術大学入学者選抜に関する規程の改正について

ア 趣旨

事務局から、入試業務の負担軽減のため実施本部構成員を見直し、入学試験・高校大学連携センター長及び当該入試に関係しない研究科長を構成員としないという説明があった。

- イ 主な意見・質問
特になし。
 - ウ 審議結果
審議を踏まえ、議決された。
- (10) 受託事業について
- ア 趣旨
事務局から、静岡県知事より、「30歳になったら静岡県！」応援事業のシンボルとなるロゴマーク作成業務の受託について説明があった。
 - イ 主な意見・質問
特になし。
 - ウ 審議結果
審議を踏まえ、議決された。
- (11) 非常勤講師の委嘱について
- ア 趣旨
事務局から、学長より非常勤講師の委嘱の提案があったという説明があった。
 - イ 主な意見・質問
特になし。
 - ウ 審議結果
審議を踏まえ、議決された。
- (12) 公立大学法人静岡文化芸術大学監事規則の改正について
- ア 趣旨
事務局より、地方独立行政法人法の改正及び業務方法書の変更により監事の権限強化や義務の明確化が求められることになったため、当該規則を改正するとの説明があった。
 - イ 主な意見・質問
特になし。
 - ウ 審議結果
審議を踏まえ、議決された。

以上